

頁	項目	項目名	見直すべき事項
	I	鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項	
p.1	第一	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	
p.1	1	基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「管理への転換」により積極的な捕獲等の推進が必要な状況を追記(答申1)</li> <li>・ 抜本的な鳥獣捕獲強化対策、捕獲目標の設定と捕獲事業の強化をする旨を追記</li> <li>・ 鳥獣保護法の一部改正による管理の推進を追記</li> <li>・ 人材育成や将来にわたって適切に機能し得る鳥獣管理体制の構築が必要な旨を追記</li> <li>・ 鳥獣保護事業の考え方に管理の考え方を含めて修正</li> </ul>
p.2	2	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	
p.2	(1)	鳥獣の保護管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「鳥獣の保護」と「鳥獣の管理」のそれぞれについて記載。特に特定鳥獣保護管理計画を、第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画に整理したことを踏まえて修正</li> </ul>
	(2)	鳥獣の管理	
p.2	(3)(2)	鳥獣保護区	
p.2	(4)(3)	鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理への関与が求められている旨を追記(答申3(6)①)</li> </ul>
p.2	(5)(4)	狩猟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般狩猟の促進に関する課題を追記(答申3(7))</li> </ul>
p.3	(6)(5)	有害鳥獣捕獲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛のための捕獲に関する関係主体の役割や連携を追記(答申3(2)ア)</li> </ul>
p.3	(7)(6)	国際的な取組の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ (時点修正)</li> </ul>
p.3	(8)(7)	鳥獣の流通等	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
p.3	(9)(8)	感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
p.4	3	鳥獣保護管理事業の実施の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
p.4	(1)	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニホンジカ等の生態系被害を防ぐために管理が必要な旨を追記(答申2(2))</li> </ul>
p.4	(2)	人と鳥獣の適切な関係の構築	
		ア 第一種特定鳥獣保護計画による鳥獣の適切な保護管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種特定鳥獣保護計画と第二種特定鳥獣管理計画に分割</li> </ul>
		イ 第二種特定鳥獣管理計画による鳥獣の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施の方向性を追記(答申3(4))</li> </ul>
		ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業による鳥獣の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣捕獲等事業者の育成・確保について追記(答申3(3)①)</li> </ul>
		エイ 狩猟の役割とその適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般狩猟の促進を追記(答申3(7))</li> </ul>
		オウ 科学的・計画的な保護及び管理の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲目標の設定や各主体の捕獲全体の調整、科学的な鳥獣管理を追記(答申3(2)ア、(6))</li> </ul>
		カエ 科学的・計画的な保護及び管理を支える基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的知見を有する専門家の育成・活用を追記(答申3(6)①②、附帯決議)</li> </ul>
p.5	(3)	地域住民の理解と協力、鳥獣保護管理事業の普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の理解を得るための取組の推進、食肉等の利活用を追記(答申3(8)、附帯決議)</li> </ul>
p.6	(4)	関係主体の役割の明確化と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係主体の役割と連携体制について追記(答申3(2))</li> </ul>
p.6	第二	鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
p.6	1	制度上の区分に応じた保護及び管理	
p.6	(1)	希少鳥獣	
		① 対象種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 希少鳥獣の対象種の指定の考え方の見直し</li> </ul>
		② 保護及び管理の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画を追記</li> </ul>
p.6	(2)	狩猟鳥獣	
		① 対象種	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
		② 保護及び管理の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
p.6	(3)	外来鳥獣	
		① 対象種	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
		② 管理の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
p.7	(4)	一般鳥獣	
		① 対象種	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
		② 保護及び管理の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
p.7	(5)	指定管理鳥獣	
		① 対象種	<ul style="list-style-type: none"> <li>※資料3-5</li> </ul>
		② 管理の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>※資料3-5</li> </ul>
p.7	2	鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方	
p.7	(1)	広域的な保護及び管理が必要な鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
p.7	(2)	保護管理について特に配慮が必要な鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「保護」と「管理」に分割</li> </ul>
	(3)	管理について特に配慮が必要な鳥獣	
p.8	(4)(3)	渡り鳥及び海棲哺乳類	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
p.8	3	鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な情報収集や評価手法の確立、調査研究・技術開発の推進追記(答申3(6)②③)</li> </ul>

頁	項目	項目名	見直すべき事項
p.9	第三	特定計画制度の推進	
p.9	1	特定鳥獣の適切な保護及び管理	
p.9	(1)	広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方	—
p.10	(2)	技術ガイドラインの等の整備	—
p.11	(3)	特定計画の実施状況に関するフィードバック	—
p.11	2	地域における取組の充実	
p.11	(1)	実施計画の作成の推進	—
p.11	(2)	実施計画に基づく保護及び管理の推進	—
p.11	3	休猟区における第2種特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用	—
p.12	4	入猟者承認制度	—
p.12	第四	人材の育成・確保	
p.12	1	鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保	
p.12	(1)	基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定鳥獣捕獲等事業者制度を追記(答申3(3)①)</li> <li>専門的知見を有する専門家の育成・活用の考え方を追記(答申3(6)①)</li> </ul>
p.12	(2)	確保を図るべき人材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理鳥獣捕獲等事業等の捕獲業務を請負う団体に関する追記</li> </ul>
p.13	2	研修等による人材育成	
p.13	(1)	国が実施する研修の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県職員や認定鳥獣捕獲等事業者への研修を追記(答申3(3)①、(6)①)</li> </ul>
p.13	(2)	地域的な視点からの研修の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定鳥獣捕獲等事業者への研修を追記</li> </ul>
p.13	(3)	研修内容及びその普及の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理や捕獲技術等に関する研修を追記</li> </ul>
p.14	第五	鳥獣保護区の指定及び管理	
p.14	1	鳥獣保護区の適切な指定及び管理	—
p.14	(1)	鳥獣保護区の指定及び管理の考え方	—
p.14	(2)	保護に関する指針の充実	—
p.14	2	鳥獣保護区における保全事業の推進	—
p.15	3	環境教育等の推進	—
p.15	第六	狩猟の適正化	
p.15	1	基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟の社会的役割の向上を追記(答申3(7))</li> </ul>
p.15	2	狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実	—
p.15	3	網猟とわな猟の適切な実施	—
p.16	4	狩猟者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟免許及び狩猟者登録に係る手続きの利便性の向上や経済的負担の軽減や狩猟者の技術向上の支援を追記(答申3(7))</li> </ul>
p.16	5	鳥類の鉛中毒の防止	—
p.16	第七	傷病鳥獣の取扱い	—
p.17	第八	鳥獣への安易な餌付けの防止	—
p.17	第九	国際的取組の推進	—
p.17	第十	感染症への対応	—
p.18	第十一	関係主体の役割の明確化と連携	
p.18	1	関係主体ごとの役割	
p.18	(1)	国の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の役割として指定管理鳥獣について捕獲目標を示す等を追記(答申3(2)ア、(5))</li> </ul>
p.18	(2)	地方公共団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県や市町村の役割を追記(答申3(2))</li> </ul>
p.19	(3)	事業者、市民、民間団体、専門家の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣捕獲事業者は地域の鳥獣管理の担い手となることや、専門家の役割、調査研究・技術開発の連携等を追記(答申3(3)①、(6)①③)</li> </ul>
p.19	2	関係主体の連携	
p.19	(1)	鳥獣保護管理事業計画	—
p.20	(2)	特定計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>個体群管理に関する役割分担や特措法に基づく被害防除計画との連携を追記(答申3(2))</li> </ul>
p.20	(3)	地域に根ざした取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源としての捕獲個体の利活用を追記(答申3(8))</li> </ul>
p.20	第十二	その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	—
p.20	1	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣	—
p.20	2	国の鳥獣捕獲許可の許可基準	—
p.20	3	輸入鳥獣の取扱いの適正化	—
p.21	4	愛玩飼養の取扱い	—
	II	鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項	
p.21	第一	鳥獣保護管理事業計画の計画期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「鳥獣保護管理事業計画」は法の施行の日からである旨を記載</li> </ul>
p.21	第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	—
p.21	1	鳥獣保護区指定の目的と意義	—
p.21	2	鳥獣保護区の指定方針	—
p.22	3	鳥獣保護区の指定区分及び指定基準	—
p.24	4	特別保護地区の指定	—

頁	項目	項目名	見直すべき事項
p.25	5	特別保護指定区域	—
p.25	6	休猟区の指定	—
p.25	7	鳥獣保護区の整備等	—
p.26	第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	
p.27	1	鳥獣の人工増殖	—(希少鳥獣の記載を修正)
p.26	2	放鳥獣等	—(希少鳥獣の記載を修正)
p.28	第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	
p.28	1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	
p.28	2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	
p.28	(1)	許可しない場合の基本的な考え方	・ ②③は法第9条第3項第2号に合わせて修正 ・ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼす恐れがある場合を追記
p.29	(2)	許可する場合の基本的な考え方	
	①	学術研究を目的とする場合	—
	②	鳥獣の保護を目的とする場合鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	ア 第一種特定鳥獣保護計画・希少鳥獣保護計画に基づく捕獲 イ 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行 ウ 傷病により保護を要する鳥獣の保護に整理
	③	鳥獣の管理を目的とする場合特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止 イ 第二種特定鳥獣管理計画・特定希少鳥獣管理計画に基づく数の調整に整理
	④	その他特別な事由を目的とする場合	—
p.30	(3)	わなの使用にあたっての許可基準	—
p.30	(4)	許可にあたっての条件の考え方	・ 第二種特定鳥獣管理計画若しくは特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合について、適切な条件を付すことを記載
p.30	(5)	許可権限の市町村長への移譲	・ 鳥獣の管理を目的とする捕獲許可権限を移譲する場合の留意事項を追記
p.31	(6)	捕獲実施に当たっての留意事項	—
p.31	(7)	捕獲物又は採取物の処理	—
p.32	(8)	捕獲等又は採取等の情報の収集	—
p.32	(9)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	—
p.32	3	学術研究を目的とする場合	—
p.33	4	鳥獣の保護を目的とする場合鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	ア 第一種特定鳥獣保護計画・希少鳥獣保護計画に基づく捕獲 イ 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行 ウ 傷病により保護を要する鳥獣の保護について記載
p.38	5	鳥獣の管理を目的とする場合特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止 イ 第二種特定鳥獣管理計画・特定希少鳥獣管理計画に基づく数の調整について記載
p.39	6	その他特別な事由の場合	—
p.42	7	鳥類の飼養登録	—
p.42	8	販売禁止鳥獣等の販売許可	—
p.43	第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	
p.43	1	特定猟具使用禁止区域	—
p.43	2	特定猟具使用制限区域	—
p.43	3	猟区	・ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に及ぼす影響の程度を考慮することを追記
p.44	4	指定猟法禁止区域	—
p.44	第六	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項	
p.44	1	計画作成の目的	・ 保護の目的を記載
p.44	2	対象鳥獣	・ 第一種特定鳥獣を記載
p.45	3	計画期間	—
p.45	4	対象地域	—
p.45	5	保護の目標	・ 対象鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の目標の定め方を記載
p.45	6	保護事業	・ 生息環境管理等を記載
p.47	7	計画の記載項目及び様式	・ 保護に合わせて修正
p.47	8	計画の作成及び実行手続	・ 保護に合わせて修正

頁	項目	項目名	見直すべき事項
p.49	<u>9</u>	<u>計画の見直し</u>	・ 保護に合わせて修正
p.49	<u>10</u>	<u>計画の実行体制の整備</u>	・ 専門家や専門職員知見を有する職員の育成・活用を追記(答申3(5)①)
p.44	<b>第七六</b>	<b>第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項</b>	
p.44	1	計画作成の目的	・ 管理の目的を記載
p.44	2	対象鳥獣	・ 第二種特定鳥獣を記載
p.45	3	計画期間	—
p.45	4	対象地域	—
p.45	5	<u>保護管理の目標</u>	・ 生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の目標の定め方を記載
p.45	6	<u>保護管理事業</u>	・ 管理事業の追記(答申3(2))
p.47	<u>7</u>	<u>指定管理鳥獣捕獲等事業</u>	※資料3-5
p.47	<u>87</u>	計画の記載項目及び様式	・ 管理に合わせて修正
p.47	<u>98</u>	計画の作成及び実行手続	・ 管理に合わせて修正
p.49	<u>109</u>	計画の見直し	・ 管理に合わせて修正
p.49	<u>1149</u>	計画の実行体制の整備	・ 専門家や専門職員知見を有する職員の育成・活用を追記(答申3(5)①)
p.49	<b>第八七</b>	<b>鳥獣の生息の状況の調査に関する事項</b>	
p.49	1	鳥獣保護 <u>管理</u> 対策調査	—
p.50	2	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	—
p.50	3	狩猟対策調査	—
p.51	4	生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査	—
	<u>5</u>	<u>個体数調査</u>	・ 国が個体数推定に関する研究開発や全国的な手法の統一等を行い、都道府県による個体数推定を促進することを記載
p.51	<b>第九六</b>	<b>鳥獣保護<u>管理</u>事業の実施体制に関する事項</b>	
p.51	1	鳥獣行政担当職員	・ 国による都道府県への専門的知見を有する職員の適切な配置を追記(答申3(6)①)
p.52	2	鳥獣保護員	・ 都道府県が行う捕獲事業への協力や認定事業者への助言を追記(答申3(6)①)
p.52	3	保護 <u>及び</u> 管理の担い手の育成	・ 狩猟者、認定鳥獣捕獲等事業者をはじめ業として捕獲を行う事業者、専門家の育成・確保を追記(答申3(6)①)
p.53	4	鳥獣保護センター等の設置	—
p.53	5	取締り	・ 必要に応じて公務所に照会することを追記
p.54	6	必要な財源の確保	・ 国による予算確保を追記
p.54	<b>第十九</b>	<b>その他</b>	
p.54	1	鳥獣保護 <u>管理</u> 事業をめぐる現状と課題	—
p.54	2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い	—
p.54	3	狩猟の適正管理	—
p.54	4	傷病鳥獣救護の基本的な対応	—
p.56	5	安易な餌付けの防止	—
p.56	6	感染症への対応	—
p.57	7	普及啓発	・ 鳥獣管理の必要性や科学的根拠を国民に丁寧に説明する必要性を追記(答申3(8)、附帯決議)
	<u>8</u>	<u>捕獲個体の利活用の促進</u>	・ 捕獲した鳥獣の食肉等の利用推進について記載
		<u>希少鳥獣の保護に関する事項</u>	
	<b>第一</b>	<b>希少鳥獣の保護の考え方</b>	・ 希少鳥獣の保護の考え方を記載 ・ 捕獲を実施する必要がある場合であっても、個体群の長期的存続に影響が及ばないように十分に留意することを記載
	<b>第二</b>	<b>希少鳥獣保護計画の作成に関する事項</b>	・ 第一種特定鳥獣保護計画に準じて記載
	<b>第三</b>	<b>特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項</b>	・ 第二種特定鳥獣管理計画を参考として、絶滅のおそれに配慮した内容を記載
	<b>第四</b>	<b>生息状況の調査に関する事項</b>	・ 第一種特定鳥獣保護計画に準じて記載
		<u>指定管理鳥獣の管理に関する事項</u>	
	<b>第一</b>	<b>指定管理鳥獣の管理の考え方</b>	※資料3-5
	<b>第二</b>	<b>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画の作成に関する事項</b>	※資料3-5
	<b>第三</b>	<b>指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手確保に関する事項</b>	※資料3-5